

「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する
理事会勧告（2013）」日本語訳（仮訳） 改訂表（Ver.3）

2013年11月15日公開
2014年1月9日改訂
2014年3月28日改訂
2014年5月7日改訂

項番		2014/5/7改訂版	2013/11/15版
第1部 総論			
定義	1 -c)	「プライバシーを保護する法」とは、国内の法律又は規則を意味し、当該法令の施行により、本ガイドラインと一貫性を有する個人データ保護の効果を有する。	「プライバシーを保護する法」とは、国内の法律または規則を意味し、当該法令の施行により、本ガイドラインと一貫性を有する個人データ保護の効果を有する。
ガイドラインの適用範囲	2	本ガイドラインは、個人データの処理の態様又は利用の性質若しくは状況に鑑み、プライバシー及び個人の自由へのリスクを生じさせる、公的分野又は民間分野における個人データの取扱いに適用する。	本ガイドラインは、個人データの処理の態様又は利用の性質若しくは状況に鑑み、プライバシー及び個人の自由への脅威を防ぐため、公的分野又は民間分野における個人データの取扱いに適用する。
	3	本ガイドラインの原則は相互に補完的な関係にあり、すべての原則を総括的に解釈すべきである。本ガイドラインは、次のように解釈すべきではない。	本ガイドラインの原則は相互に補完的な関係にあり、すべての原則を総括的に解釈しなければならない。本ガイドラインは、次のことを妨げるものと解釈してはならない。
	3 -a)	個人データの性質及びその収集、保有、処理及び提供の状況から、個人データの種類の違いに応じて、異なる保護措置を適用することを妨げるもの、又は、	個人データの性質及びその収集、保有、処理及び提供の状況から、個人データの種類の違いに応じて、異なる保護措置を適用すること、又は、
	6	本ガイドラインは最低限の規範を定めたものであって、プライバシー及び個人の自由を保護するため、個人データの越境流通にも影響を与える可能性があることに鑑み、その他の基準により補完することができる。	本ガイドラインは最低限の規範を定めたものであって、プライバシー及び個人の自由を保護するための追加的措置を補完するために用いることができ、個人データの越境流通にも影響を与えるものである。
第2部 国内適用における基本原則			
利用制限の原則	10	個人データは、第9項により特定された目的以外の目的のために開示すること、利用可能な状態に置くこと又はその他の方法で利用すべきではない。ただし、以下の場合はこの限りではない。	個人データは、第9項により特定された目的以外の目的のために開示すること、利用可能な状態に置くこと又はその他の方法で利用してはならない。ただし、以下の場合はこの限りではない。
安全保護措置の原則	11	個人データは、その滅失若しくは不正アクセス、き損、不正利用、改ざん又は漏えい等のリスクに対し、合理的な安全保護措置を講ずるべきである。	個人データは、その滅失若しくは不正アクセス、き損、不正利用、改ざん又は漏えい等の脅威に対し、合理的な安全保護措置を講ずるべきである。
公開の原則	12	個人データの活用、取扱い、及びその方針については、公開された一般的な方針に基づくべきである。その方法は、個人データの存在及び性質に応じて、その主要な利用目的とともにデータ管理者の識別及び通常の所在地を認識できる方法によって示すべきである。	個人データの活用、取扱い、及びその方針については、公開された一般的な方針に基づくなければならない。その方法は、個人データの存在及び性質に応じて、その主要な利用目的とともにデータ管理者の識別及び通常の所在地を認識できる方法によって示すべきである。
第3部 責任の履行			
	15 -a) iii	プライバシーリスク評価に基づく適切な保護措置を実施し、	プライバシーリスク評価に基づく適切な保護措置を実施し、
	15 -c)	個人データに影響を及ぼす重大なセキュリティ侵害があった場合、必要に応じてプライバシー執行機関又は他の関連機関に通知すること。当該セキュリティ侵害がデータ主体に不利益を及ぼすと思料される場合は、データ管理者は不利益を被るデータ主体に通知すべきである。	個人データに影響を及ぼす重大なセキュリティ侵害があった場合、必要に応じてプライバシー執行機関又は他の関連機関に通知すること。当該セキュリティ侵害がデータ主体に不利益を及ぼすと思料される場合は、データ管理者は不利益を被るデータ主体に通知しなければならない。
第4部 国際的適用における基本原則 – 自由な流通と合法的制限			第4部 国際的適用における基本原則 – 自由な流通と合法的制度
第6部 国際協力と相互運用性			
	20	Member countries should take appropriate measures to facilitate cross-border privacy law enforcement co-operation, in particular by enhancing information sharing among privacy enforcement authorities.	Member countries should take appropriate measures to facilitate crossborder privacy law enforcement co-operation, in particular by enhancing information sharing among privacy enforcement authorities.